

「要求文同定論」への追記—否定辞を伴う「要求の態度」—
 Postscripts to “the identification theory of a requirements-sentence”: “Mental attitudes of
 requirement” with negative morpheme

大森 晃[†]
 AKIRA OHMORI

1. はじめに

大森[1]は先に「要求文同定論」を提唱している。これは産業分野、業務分野を問わず、要求に携わる人たちの助けになる言語論を提供するものであり、**要求概念の定義**を与え、これに基づいて、要求文同定のための言語学的知識として「話し手の要求の態度」と「他者の要求の態度」（双方を総じて「**要求の態度**」と言う）を明らかにし、さらに要求概念の定義および要求の態度という言語学的知識を利用して、**複文の接続節における要求表現に関する言語学的知識**を提供したものである。

ただし、例えば「僕と一緒に来てほしい」というような、要求の態度を表す肯定形の表現（この場合「てほしい」）を伴う文例を中心に論じており、「僕と一緒に来てほしくない」というような、要求の態度を表す表現（この場合「てほしい」）に**否定辞**「ない」が接続するような文については明示的に言及していない。よって、この種の文が要求文であると判別できるのか否かが明らかになっていない。

そこで本稿では「要求文同定論」[1]への追記を目的として、**否定辞を伴う「要求の態度」の意味**について、話し手の要求の態度と他者の要求の態度とを分けて論じる。

2. 文における事態と心的態度

益岡[2]によれば、文は意味的には**事態**（広義の出来事）を表す領域と**話し手の態度**（事態の捉え方、文の述べ方）を表す領域からなる。さらに、文は事態を表すことから文全体の意味のなかから事態を表す意味領域を取り出すことができ、文の意味から事態を表す領域を取り出した残りの意味領域は事態とは切り離された話し手の何らかの態度を表すものとなり、これにより文の意味的構成構造に事態を表す領域と話し手の態度を表す領域という 2 つの領域が見出される。ここで以下の文例を見てみよう。

文例 1: ねえ、どうやら昨夜激しく雪が降ったようだよ[2].

本文例においては、「昨夜激しく雪が降った」（波線部）が事態を表す領域であり、「ねえ、どうやら……ようだよ」が話し手の態度を表す領域である[2].

3. 否定辞を伴う心的態度の意味

仁田[3]によれば、「～あんな思いは、二度と繰り返したくない」という文は、希望の非存在をも表しうと思われが、**否定事態が実現することへの希望**といった心的な情意を表すところの〈希望〉の表現である。また、「彼なんか会いたくない」という文において、否定辞「ナイ」の作用する対象は希望といった心的態度ではなく、**事態**である。さらに、「高価な薬を使ってくれるな」という文は「高価な薬を使う」という事態の非実現を依頼する、つまりは「高価な薬を使わない」という**否定事態の実現を依頼**

するものであり、「君は行くべきではない」という文は「君が行く」という事態の非実現を働きかける、つまりは「君が行かない」という**否定事態の実現を働きかける**ものである。

ここで、心的態度として希望、依頼、当為（要求）だけをまとめて表すために「話し手の心的態度」という用語を二重山括弧“《”と“》”で囲んだ表記、つまり**《話し手の心的態度》**を導入する。なお、「当為（要求）」は、例えば「君は行くべきだ」という文が、発話時に「べきだ」によって当為の態度を帯びるのではなく、働きかけの態度を帯びることから、「要求文同定論」[1]で導入されている心的態度である。

そうすると、上記の仁田[3]における論述から、例えば「彼に会いたくない」という文とか、「彼に会ってくれるな」という文とか、「お前は彼に会うべきではない」といった文のように、「**事態＋《話し手の心的態度》を表す表現形式の否定形**」の形式をとる文は、表層的には当該の「事態」を描いてはいるものの、実質的にはその「否定事態」を描いており、「**否定事態＋《話し手の心的態度》を表す表現形式**」の形式をとる文であり、発話時¹には当該の《話し手の心的態度》を帯びる文であると読み取るのが適当である。例えば「彼に会いたくない」という文は、「『彼に会わない』（否定事態）＋『たい』（希望の態度を表す表現形式）」という文であり、発話時には当該の「希望の態度」を帯びる文であると読み取るのである。

4. 否定辞を伴う「話し手の要求の態度」の意味

「要求文同定論」[1]では、命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望、当為（要求）の態度を「**話し手の要求の態度**」とし、話し手の要求の態度を発話時に帯びる文は要求文であると判別できることを明らかにしている。ここでは、話し手の要求の態度として希望、依頼、当為（要求）だけをまとめて表すために「話し手の要求の態度」という用語を二重山括弧“《”と“》”で囲んだ表記、つまり**《話し手の要求の態度》**を導入する。

4.1 「事態＋《話し手の要求の態度》を表す表現形式の否定形」の形式をとる文は要求文か？

以下のような文例を見てみよう。

文例 2: 俺と一緒に来てほしい。

文例 2 は「～してほしい」という話し手の希望の態度を表す表現形式を伴って発話時に希望の態度を帯びるので要求文である。この場合、要求は「（聞き手が）俺と一緒に来ること」という事態である。文例 2 は「**事態＋《話し手の要求の態度》**」の形式をとる文例である。

[†] 東京理科大学 Tokyo University of Science

¹ 「発話時」という用語は、「要求文同定論」[1]においては「文の発話時」ではなく「事態の発話時」を意味する。詳細は文献[1]を参照されたい。

これに対して、否定形を伴う以下のような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例 3: 事態 + 《話し手の要求の態度》を表す表現形式の否定形。

本文例のような形式をとる文の具体例は以下のようなものである。これは文例 2 の否定形式である。

文例 4: 俺と一緒に来てほしくない。

文例 3 は、《話し手の要求の態度》が《話し手の心的態度》に等しいのであるから、前節で論述したように、表層的には当該の「事態」を描いてはいるものの、実質的にはその「否定事態」を描いており、「**否定事態 + 《話し手の要求の態度》を表す表現形式**」の形式をとる文であり、発話時には当該の《話し手の要求の態度》を帯びるのであるから、要求文であると判別できる。

文例 4 について言えば、これは「『俺と一緒に来ない』(否定事態) + 『てほしい』(希望の態度を表す表現形式)」という文であると読み取るのであり、発話時には当該の「希望の態度」を帯びるのであるから要求文である。この場合、要求は、文に表層的に描かれている事態である「(聞き手が)俺と一緒に来ること」ではなく、その「否定事態」である「(聞き手が)俺と一緒に来ないこと」である。

そうすると、一般に、「**事態 + 《話し手の要求の態度》を表す表現形式の否定形**」の形式をとる文は、「**事態**」の否定化と《話し手の要求の態度》を一挙に表すのであり、表層的に描かれている当該の「事態」の「否定事態」を要求として表現する要求文であると判別するのが適当である。

「要求文同定論」[1]では、話し手の要求の態度を表す表現形式について、希望の態度としては「～したい」、「～してほしい」、「～してもらいたい」といった肯定形だけを示しているが、上述のように、これらの否定形も話し手の希望の態度を表す表現形式となる(表 1)。

表 1 話し手の希望の態度を表す否定形の表現形式

～したくない、～してほしくない、～してもらいたくない。

一方、依頼や当為(要求)の態度については、依頼の態度を表す表現形式「～てくれ」の否定形である「**～てくれるな**」、当為(要求)の態度を表す表現形式「**～べきだ**」の否定形である「**～べきではない**」などを示してはいるが、こうした否定形を伴う文について、文の読み取り方、要求の読み取り方を明示的に論じているわけではない。そこで、以下のような文例を見てみよう。

文例 5: こっちに来てくれるな。

文例 6: 君は彼女と別れるべきではない。

この場合、文例 4 と同じように、文例 5 は「『こっちに来ない』(否定事態) + 『てくれ』(依頼の態度を表す表現形式)」という文であると読み取り、文例 6 は「『君は彼女と別れない』(否定事態) + 『べきだ』(当為(要求)の態度を表す表現形式)」という文であると読み取るのであり、それぞれが発話時に当該の「依頼の態度」、「当為(要求)」の態度を帯びることから、「(聞き手が)こっちに来ないこと」、「君が彼女と別れないこと」を要求として表現する要求文であると判別するのである。

次に、「の(だ)」や「わけ(だ)」などの形態を介して否定辞「ない」が現れる以下のような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例 7: 事態 + 《話し手の要求の態度》を表す表現形式

+ {**の(だ)／わけ(だ)**}² + 「ない」³。

本文例のような形式をとる文の具体例は以下のようなものである。これは文例 2 の否定形式ではあるが、文例 4 とは異なるものである。

文例 8: 俺と一緒に来てほしいのではない。

文例 7 は、益岡[2]を見做えば「**《事態 + 《話し手の要求の態度》を表す表現形式》ということではない**」、つまり「**《事態 + 《話し手の要求の態度》を表す表現形式》否定(打消)**」を表す否定形式である。この場合、「**事態 + 《話し手の要求の態度》を表す表現形式**」を打ち消しているのであるから、発話時に当該の《話し手の要求の態度》を帯びることはなく、文例 7 の形式をとる文は要求文ではない。

文例 8 について言えば、これは「『俺と一緒に来てほしい』ということではない」、つまり「俺と一緒に来てほしい」を打ち消しているのであるから、「俺と一緒に来てほしい」と伝えるものではなく、要求文ではない。

そうすると、一般に、「**事態 + 《話し手の要求の態度》を表す表現形式 + {の(だ)／わけ(だ)} + 『ない』**」の形式をとる文は、発話時に当該の《話し手の要求の態度》を帯びることはなく、要求文ではない。

4.2 「事態 + 話し手の要求の態度を表す語彙的表現 + 否定辞」の形式をとる文は要求文か？

以下のような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例 9: 事態 + 話し手の要求の態度を表す語彙的表現。

本文例のような形式をとる文の具体例は以下のようなものである。

文例 10: 厚生労働省による年金問題の早期解決を希望する。

文例 11: [厚生労働省が年金問題を早く解決することを]希望する。

「要求文同定論」[1]によれば、これらは発話時に希望の態度を帯びるので、要求文である。文例 10 と文例 11 について言えば、要求は文中の波線部である。なお、文例 11 は複文であり、角括弧「[」と「]」で囲んだ部分が接続節であり、それ以外が主節である。以下、複文の接続節、主節については同様の表記を用いる。

次に、否定辞「ない」を伴う以下のような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例 12: 事態 + 話し手の要求の態度を表す語彙的表現 + 「ない」。

本文例のような形式をとる文の具体例は以下のようなものである。これらは文例 10 と文例 11 の否定形式である。

文例 13: 厚生労働省による年金問題の早期解決を希望しない。

文例 14: [厚生労働省が年金問題を早く解決することを]希望しない。

益岡[2]を見做えば、文例 12 の「話し手の要求の態度を表す語彙的表現 + 『ない』」は、「話し手の要求の態度を表す語彙的表現」が指す行為(例えば「希望する」)の非

² [文字列 1 / …… / 文字列 N] の表記は文字列 1 ~ 文字列 N のどれかひとつを意味する。なお、φ と記された文字列は、空の文字列である。

³ 益岡[2]は、否定辞「ない」が述語の内部に現れる内部否定型と、「の(だ)」や「わけ(だ)」などの形態を介在させることにより、否定辞が述語の外に現れる外部否定型の 2 つの否定形式の違いについて論じている。心的態度を表す表現の後に否定辞が現れるような文例は取り上げていないが、本稿では、否定形式として、これら 2 つの形式を参考にした。

存在や、肯定的な当為判断 (例えば「望ましい」) の否定を表す。存在しない行為や、語彙的表現による否定的な当為判断 (例えば「望ましくない」) によって、発話時に話し手の要求の態度を帯びることはないので、文例 12 のような形式をとる文は要求文ではない。

文例 13 について言えば、これは「希望する」という行為が存在しないことを表すので、発話時に希望の態度を帯びることはなく、要求文ではない。文例 14 も同様に、その主節は「希望する」という行為が存在しないことを表すので、要求文ではない。

続いて、「の(だ)」や「わけ(だ)」などの形態を介して否定辞「ない」が現れる以下のような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例 15：事態+話し手の要求の態度を表す語彙的表現 + {のでは/わけでは} + 「ない」。

本文例のような形式をとる文の具体例は以下のようなものである。これらは文例 10 と文例 11 の否定形式ではあるが、文例 13 と文例 14 とは異なるものである。

文例 16：厚生労働省による年金問題の早期解決を希望するのではない。

文例 17：[厚生労働省が年金問題を早く解決することを]希望するのではない。

文例 15 の「事態+話し手の要求の態度を表す語彙的表現 + {のでは/わけでは} + 『ない』」は、益岡[2]を見れば「〈事態+話し手の要求の態度を表す語彙的表現〉ということではない」、つまり「〈事態+話し手の要求の態度を表す語彙的表現〉否定(打消)」を表す否定形式である。この場合、「事態+話し手の要求の態度を表す語彙的表現」を打ち消しているのであるから、発話時に当該の「話し手の要求の態度」を帯びることはなく、文例 15 の形式をとる文は要求文ではない。

文例 16 と文例 17 について言えば、双方の文例が「〈…を希望する〉ということではない」、つまり「…を希望する」を打ち消しているのであるから、「…を希望する」と伝えるものではなく、要求文ではない。

以上のように、一般に、「**事態+話し手の要求の態度を表す語彙的表現 + {φ/ {のでは/わけでは} } + 『ない』**」の形式をとる文は、発話時に当該の「話し手の要求の態度」を帯びることはなく、要求文ではない。

5. 否定辞を伴う「他者の要求の態度」の意味

5.1 「他者が捉える事態+他者の希望の態度を表す表現形式+否定辞」の形式をとる文は要求文か？

以下の文例を見てみよう。

文例 18：娘は私にお小遣いを値上げしてほしがって {いる/いた}。

文例 18 が、文の発話時に、話し手の態度として、話し手が真であると信じていることを相手に知らせるといふ確言の態度[4]を帯びることから、文例 18 の全体が話し手にとって既定であり、その**発話の背景**として、本文例の発話時以前のある時点で、例えば「お小遣いを値上げしてほしい。」というような「娘」から話し手(「私」)への希望発言があったと読み取ることができる。「要求文同定論」[1]では、発話の背景としてこの**希望発言が存在し**、話し手がそれを参照して発話していることを前提にして、一定の論述を行い、文例 18 は「(し)てほしがって {いる/い

た}」という文法的な表現形式によって発話時に「娘」という**他者の希望の態度**を帯びるとして、話し手(「私」)が「娘」の要求を表現する要求文であるとしている。ここで、要求は「娘」という他者が捉える事態(波線部)に相当する「(話し手が娘の)お小遣いを値上げすること {娘}」である。

以下の文例についても同様の論述が可能であり、これもまた「娘」という他者の希望の態度を帯びる要求文である。

文例 19：娘はおいしいラーメンを食べたがって {いる/いた}。

「要求文同定論」[1]では、その他、他者の命令の態度、依頼の態度、禁止の態度、誘いかげの態度を含めて、これらを総じて「**他者の要求の態度**」とし、他者の要求の態度を発話時に帯びる文は要求文であると判別できることを明らかにし、他者の要求の態度を表す表現を例示している。

そこでは、希望の態度についてだけ「～してほしがって {いる/いた}」、「～してもらいたがって {いる/いた}」、「～したがって {いる/いた}」といった文法的な表現形式を例示しているのであるが、これらの否定形を伴う文例については明示的に論じておらず、要求文と判別できるのか否かが明らかになっていない。以下、この点を明らかにする。

文例 18 と文例 19 は、「他者が捉える事態+他者の希望の態度を表す表現形式」の形式をとる文例である。これに対して、否定辞「ない」を伴う以下のような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例 20：他者が捉える事態+他者の希望の態度を表す表現形式+「ない」。

本文例のような形式をとる文の具体例は以下のようなものである。これらは文例 18 と文例 19 の否定形式である。

文例 21：娘は私にお小遣いを値上げしてほしがっては {いない/いなかった}。

文例 22：娘はおいしいラーメンを食べたがって {いない/いなかった}。

文例 21 について言えば、この場合でも文の発話時に話し手の確言の態度を帯びることから、発話の背景として、本文例の発話時以前のある時点で、例えば「お小遣いなんか値上げしてほしくない。」というような「娘」から話し手(「私」)への希望発言があったと読み取ることができ、話し手(「私」)はこの希望発言を参照して文例 21 を発話していると解せる。したがって、これを前提にして、文例 18 に対するのと同様の論述が可能であり、文例 21 は、「(し)てほしがって {いない/いなかった}」という表現形式によって発話時に「娘」という他者の希望の態度を帯びるとして、話し手(「私」)が「娘」の要求を表現する要求文であると判別できるのである。

ただし、発話の背景にある希望発言が「お小遣いなんか値上げしてほしくない。」ということであるから、文例 21 に表現されている「娘」の要求は、そこに表層的に描かれている「(話し手が娘の)お小遣いを値上げする」という事態の「否定事態」に相当する「(話し手が娘の)お小遣いを値上げしないこと {娘}」である。

文例 22 についても同様の論述が可能であり、さらに、文例 21 の「～してほしがっては {いない/いなかった}」

⁴ 「要求文同定論」[1]では、話し手以外の他者の要求については、それが誰の要求であるかを、波括弧“(”と“)”で囲んで明示している。

の表現形式が「～してもらいたがって {いない/いなかった}」に代わっても同様の論述が可能である。そうすると、一般に、「**他者が捉える事態+他者の希望の態度を表す表現形式+『ない』**」の形式をとる文は、発話時に当該の「他者の希望の態度」を帯びて、そこに表層的に描かれている当該の「他者が捉える事態」の「否定事態」を要求として表現する要求文であると言える。

以上のことから、他者の希望の態度を表す肯定形の表現形式に加えて、それらの否定形も他者の希望の態度を表す表現形式となる(表2)。

表2 他者の希望の態度を表す否定形の表現形式

～してほしいがって {いない/いなかった}, ~してもらいたがって {いない/いなかった}, ~したがって {いない/いなかった}。

次に、「の(だ)」や「わけ(だ)」などの形態を介して否定辞「ない」が現れる以下のような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例 23: 他者が捉える事態+他者の希望の態度を表す表現形式+ {のでは/わけでは} + 『ない』。

本文例のような形式をとる文の具体例は以下のようなものである。これらは、文例 18 と文例 19 の否定形式であるが、文例 21 と文例 22 とは異なるものである。

文例 24: 娘は私にお小遣いを値上げしてほしいがって {いるのではない/いたのではない}。

文例 25: 娘はおいしいラーメンを食べたがって {いるのではない/いたのではない}。

文例 24 について言えば、「娘は私にお小遣いを値上げしてほしいがって {いるのではない/いたのではない}」という表現は、益岡[2]を見做えば「〈……してほしいがって {いる/いた}〉ということではない」、つまり「〈……してほしいがって {いる/いた}〉否定(打消し)」を表す否定形式である。この場合、「……してほしいがって {いる/いた}」を打ち消しているのであるから、「……してほしいがって {いる/いた}」と伝えるものではなく、要求文ではない。

文例 25 についても同様の論述が可能であり、さらに文例 24 の「～してほしいがって {いるのではない/いたのではない}」という表現形式が「～してもらいたがって {いるのではない/いたのではない}」に代わっても同様の論述が可能である。そうすると、一般に、「**他者が捉える事態+他者の希望の態度を表す表現形式+ {のでは/わけでは} + 『ない』**」の形式をとる文は、発話時に当該の「他者の希望の態度」を帯びることはなく、要求文ではない。

5.2 「他者が捉える事態+他者の要求の態度を表す語彙的表現+否定辞」の形式をとる文は要求文か?

否定辞「ない」を伴う以下のような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例 26: 他者が捉える事態+他者の要求の態度を表す語彙的表現+ {φ / {のでは/わけでは}} + 『ない』。

本文例のような形式をとる文の具体例は以下のようなものである。文例 27 は「他者の要求の態度を表す語彙的表現」に、単純に否定辞「ない」が後接したもので、文例 28 は「の(だ)」や「わけ(だ)」などの形態が介在して否定辞「ない」が後接したものである。ここで、当該の「語彙的表現」には当為判断を示すものは含まれないことに注

意されたい[1]。

文例 27: 佐藤君は、厚生労働省による年金問題の早期解決を希望していない。

文例 28: 佐藤君は、厚生労働省による年金問題の早期解決を希望しているのではない。

文例 26 について言えば、4.2 節の文例 12、文例 15 と同様の論述が可能であり、一般に、この形式をとる文は、否定辞「ない」によって「他者の要求の態度を表す語彙的表現」が指す行為の**非存在を表す**か、「{のでは/わけでは} + 『ない』」によって「他者が捉える事態+他者の要求の態度を表す語彙的表現」を**否定する(打ち消す)**ことから、発話時に当該の「他者の要求の態度」を帯びることはなく、要求文ではない。

6. おわりに

本稿では、「要求の態度」を表す表現の否定形の意味ないし否定辞を伴う「要求の態度」の意味を論じ、「要求文同定論」[1]に以下の点を追記した。

(1) 話し手の要求の態度として希望、依頼、当為(要求)だけをまとめて表す表記を《話し手の要求の態度》とした場合、「**事態+《話し手の要求の態度》を表す表現形式の否定形**」の形式をとる文は、「事態」の否定化と《話し手の要求の態度》を一挙に表すのであり、表層的に描かれている当該の「事態」の「否定事態」を要求とする要求文であると判別できるが、一方で「事態+《話し手の要求の態度》を表す表現形式+ {のでは/わけでは} + 『ない』」の形式をとる文は要求文ではない(4.1 節)。

(2) 「事態+話し手の要求の態度を表す語彙的表現+ {φ / {のでは/わけでは}} + 『ない』」の形式をとる文は、要求文ではない(4.2 節)。

(3) 「**他者が捉える事態+他者の希望の態度を表す表現形式+ 『ない』**」の形式をとる文は、発話時に当該の「他者の希望の態度」を帯びて、そこに表層的に描かれている当該の「他者が捉える事態」の「否定事態」を要求として表現する要求文であると判別できるが、一方で「他者が捉える事態+他者の希望の態度を表す表現形式+ {のでは/わけでは} + 『ない』」の形式をとる文は、要求文ではない(5.1 節)。

(4) 「他者が捉える事態+他者の要求の態度を表す語彙的表現+ {φ / {のでは/わけでは}} + 『ない』」の形式をとる文は、要求文ではない(5.2 節)。

(5) 表1, 表2によって話し手/他者の希望の態度を表す**否定形の表現形式**を追記した(4.1 節, 5.1 節)。

(6) 依頼の態度を表す表現形式「～してくれ」の否定形である「～してくれるな」、当為(要求)の態度を表す表現形式「～べきだ」の否定形である「～べきではない」などを伴う文例を取り上げ、文の読み取り方、要求の読み取り方を追記した(4.1 節)。

以上により、本稿は「要求文同定論」[1]を補完し、その内容のさらなる充実を図り、要求文同定のための言語学的知識をさらに豊かなものにした。

参考文献

- [1] 大森晃: 要求文同定論—要求とは何か? その文は要求を表現しているか?—, 情報処理学会論文誌, Vol. 60, No.3, pp.976-1023 (2019).
- [2] 益岡隆志: 日本語モダリティ探求, くろしお出版(2007).
- [3] 仁田義雄: 日本語のモダリティと人称, ひつじ書房(1991).